文久年表

三年 自五月 至七月九日

二

内閣文庫
和書
類
三一〇三七號
五冊
一五一函
二架

史
一四五

内閣文庫
番號 和 31037
冊數 5 (2)
函號 151 8

国立公文書館
National Archives of Japan

文久年表

三年 自五月 至七月九日

国立公文書館
National Archives of Japan

五月京都表之次第一橋公ヨリ關白殿下エ差出候御歎願書

○此度攘夷之聖旨を奉し東歸仕候處全く勝算有之譯ニ而も無之候得共縱令幕府ニ而者兼而申上置候通實ハ東有司之討死之仕心底ニ御座候處大小之有志同心仕候者壹人も無之臣之胸中竊心を包藏仕居候様相成候衆心不服ニ而歸鎭不相整候而 勅旨要欵仕候半而已ニ而不相叶候ニ付堅東有司之情實且内之形勢不相變候様ニ而此節之有様至天之攘夷奉命仕候儀不能不應之至奉對 天朝誠以恐入候且幕府之旨を以ハ不本意御儀ニ御座候依之謹而奉請候ハ此後之御處置ハ何卒當職御免被成下候様天皇之御内奏被成下候ハヾ重疊難有奉存候頓首 五月 慶喜

京都ヨリ来状之書抜寫 ○正三位保実卿ヨリ歎○拝へ

手々と苦あし京の世評風あ多

よけかたもなし弐のなきまで ○因幡より細川肥後へ差出し候節 ○玉の
あめふりしたのもしみとめり語ひし候猶の詞且書有之 ○八幡
御幸之節御製 ○おしてこよ夫玉くの力まてやまと錦旗の動く
事の如き ○加茂へ 御幸之節御製 ○おく事なき梅も桜も如しきる
らんさきかけてしる色も香もなし ○同行之節賜大樹公御製 ○民
草よ我の為さまをうきよかし治まる世とも諒るみなき先て ○同行之節
賜一橋公御製 ○すまの井の水よ我身は沈むとも濁りこし世は
万民の民 ○弐多子民安心の手と祈るみの心を知るらむ志ら浪 御製
○五月廿日夜候処問する摂夫近川之浪士英漆紳三郎生害一条
僕今おしは御一橋御帰又蔵退候之浪士二条摂夫不審之年
夜小御所ニ於て三条殿姉小路殿右之御事奏聞ニ相成
一六之中宮ニ而御処は其後候一統御下り之節坂本諸之右
有君候御帰り之節を御附候御供を御下り相成御門之処有君候別し
御帰御供へ御帰りし有細川少将殿より其之者三人程在り於

姉小路殿御所を御退出ニ付六尺程之方へ逃去其虚ニ乗し右より曲者之者へ
刀を突出右之肩より左之脇へ掛り御附添之者おいて名を振れ候
名君殊ニ当年廿之歳血気盛なるに先右より脱出変を
防ぐより又は切落ちる候家来其者を突倒し同く切掛る候前八ツ人の刀
を掻元ニ掴ほ其儘又ちりしに逃去候其まま律之として御疵
殊ニ成は右ニ付御所中大騒動諸大名御機嫌伺出す又六門九
門御固之御附出す御警衛 九門御固 ○堺町御門 長州 ○清和院御門
之半ニ御処は 土州 ○今出川御門 備前 ○中立売
御門 因州 ○下立売御門 仙台 ○寺町御門 細川 ○石薬師御門 阿州
○乾御門 薩州 蛤御門 水戸殿

六門御固

代 ○下立売御門 薩州 ○公家御門 會津 ○上之御所 備前
右之通堂上ニ候固相成候姉小路殿之御屋敷
廿三日終ニ御逝去相成候噂候処第地内ニ抜身之抜余御代未歩
之半ニ御処は右之吟味云長州殿ニ而御附は是又同屋敷ニ抜身ニ相成候刀

抱女町ニ而船ニ相成候得共○輌前一丈二寸白木綿無地の木札ニ身体
前後二丈七寸鞘石地○五月廿五日下ニ落候右之者四辻様御一人無之上
方之御子息ニ而無之候○修理三郎儀今三十万両ニ而渡し兼候ニ付五ヶ国の
交易一ヶ年之趣意ニ付し又此帛師も古郎無之今百両ニ付十五両之増金
之事ニ付引替之儀船相止可候又夷国防禦として多人数ニ而右登之儀を西国方
防禦之為ニ之の事ニ候○廿五日公家武家も抱候ニ付肉ニ付候ニ付此事之事ニ
[illegible]相成り候ニ付○猶又之○吾妻切ニ致し候ニ付一橋中之の様ニ而いたし
[illegible]○家里真太郎此者元来姦佞之生質ニ候間佞者と称し上木を
業として書画を売買致し候ニ付我が小罪ニ付而幕府吏人ニ内通し名
教之害ニ有之正議を欺き　皇武離間之計を巡し候段不届ニ付先達
而より之天誅を加くものゝ後ニ斬殺を候ニ付右之通
罪科ニ処せしものなり○五月廿日右之外浪士藤本鉄二郎正臣薩州と
書状上書并京都辻檀助町ニ而差出候且松平
肥後守殿へ差出候ニ付上書ニ付差札ニ有之　六月朔日　甲府勤番支配　大久保

四郎左衛門○右諸大夫之御子紀伊守ト被改　同三日今朝五半時過西
丸出火同日西丸炎上ニ付○右為伺御機嫌御目見之老中諸大名有之事ニ付
同日御書付○万石以上之面々両度朝覲之儀ニ付御目見被仰出候ニ付　天朝御伺之上京
十ヶ年目一度ツヽ朝覲ニ付候事ニ付候ニ付是迄江戸参勤割合之御定之通
之ニ而相成候ニ付○但十万石以上之面々三年ニ而参勤交代上京致し候事ニ付別段ニ而朝覲
上京之上在府ニ而候事ニ付右之趣相心得候様被仰出
万石以上之面々三年ニ而参府之事ニ付候而者当月中之老中へ伺候様ニ付
之由被仰出候○在国在邑之面々も往来之方右同様ニ而相心得候事　同四日御書付○西丸ニ而焼失ニ付為伺御機嫌
之面々も是迄老中並ニ札差之通御目見ニ而之候様御沙汰之事ニ付候
同五日市中廻り之

面々江御達

○大久保加賀守 大膳亮 加藤出羽守 松平伊賀守 稲葉右京亮 西尾謹之助 ○市中見廻り方之儀御警衛向之都合ニ而見廻り候処多分之失費相掛り候のミならす都而追捕方ニも不行届之筈候ニ付以後諸家江申付置候得共目立候儀ハ相止メ尤一隊之人数相減シ可成丈ケ見廻り之取締尚実備専要ニ相心得見廻り候様可被致候事右之通被仰出候ニ付此段相達候事

右ニ付加藤家

ヨリ伺書

○市中見廻り方之儀御達之趣承知仕候然ル処先達而被仰出候ニ付見廻り候而者多分之失費相掛り ○既節句之内御警衛之都合ニ而見廻り候ハゝ都而追捕方ニも不行届之筈ニ付諸家申付候得共りハのこらす都而追捕方ニも不行届之筈ニ御座候 ○尤徒士節々右人数之中召連候処相減シ一両輩之小識も有之候得共自分撰候而兼而実備相立候様心得申候追捕候ニ付而も角も無益之多人数引連候而ハ却而失費之用之雑人相増候様相成候而ハ遂ニ指支ニ相成候ニ付而者都合江差支候得者其余之支度之儀者不相成候間仕度旨申上候 ○目印之内諸士召連候而ハ目立候間相止メ候様ニ付而ハ右之士分徒士足軽等まて以手前之者為見廻候様仕度存候

勇壮之若者共召連候得者我数ケ所見廻り候儀相成候ニ付御達之趣ニ付撰出可申答之事差支無之候得共此段奉伺候

目立候儀相止メ候様被仰出候得共是迄之通り相勤候様仕度候尤も人数相減可申候得共此段御座候

被仰渡候得者何卒先格之通り見廻り候様仕度奉願候

一隊之人数相成候様仕度相成候ニ付御差図有之候様仕度奉存候

一隊之人数は相減し候得共見廻り之儀は是迄之通り相勤可申候

○右者一隊之人数御定被下候ハゝ其積りを以追捕方之儀相勤可申候

一隊之人数二組ニ相成候ハゝ一組ハ町方同心一人ツゝ差添候様仕度奉存候

見廻り之儀是迄之通り相心得候様仕度奉存候

同心壱人先之如く相成候ハゝ見廻り候節追捕之儀は不行届可申候

若右様之儀ニ相成候得者其節ニ相成候而ハ甚不都合ニ付此段奉伺候

右之儀一体之人数相減候様仕度奉存候

何卒右之町方火消等之儀も相勤候様仕度奉存候

右之通り実備相立候様仕度候得者右之段御差図被下候様仕度奉存候一隊を二組ニ

相分り虚實無之失費之御為ニ難相成者不少候ニ付何卒御心得不在候此段御頼
之段申上候何卒御取計被下度候以上◯加藤出羽守家来名

同日長州家届

◯去ル七月廿三日家来共脱出仕候内書附九
儀之國許南蓋天門出張候御所御沙汰指揮
上京仕候然ル當月朔日赤間関沖合へ夷国船一艘碇泊致し候ニ付振合之為注進中少
将其外兵隊差出候中猶又完戸之脇組より兼而大炮打立候処
夷船も手負引揚候右注進中少将申付候向後兼而之御手振中付ル
同二日打懸又夷国船之艘碇泊致し測量いたし振子手先ニ前田貢より
大炮打立候処右之艘之内二艘打碎候而一艘も手負退帆仕候同三日辰之
刻頃英国人手傷名米三百余人船先書簡差出一艘軍艦致候持
判彼方申出人数上陸可致城下難波町陣屋申出右書簡
皆読候去ル朔日英国商船へ不意大砲打立同二日仏蘭西商船ども文
理不申二艘打砕仁義之無御座候談判及び其黒白相分候
申出申出此方兼而之御国許申出候

家老毛利安房談判家老兼而之趣申中候右書文
将中少将判書文候兼而仕候右難
波町より掛り候何人とも人数右夷人
不打果書文人数乱妨人共
取文中付候同五日暁寅刻頃英仏之商軍艦八艘
軍艦完戸之脇前田貢船を打砕壇之浦場
三ケ所打数奪二港より上陸
大炮打死亡乱振子手
二難此方よりも人数大炮打
手及候双方死亡振子夷人船仕引退
討甚軍艦沖合大炮打退帆仕周防
今尾ケ原馬仕夷人退帆候
此方大炮打談判打乱妨とも
及中少将同申藝州小倉加勢中越候藝州

子備人共浜ニ而見居候所右之実事異船退帆之後于今至候十ヶ村家来完戸之勝
並田貢壱分人数之内凡六百余人死亡仕候英佛人数ハ凡内ニ而果当凡
四五百人程死失仕候右偽家来共私指揮ヲ不相守兼而忽ニ乱妨仕候段何共
奉恐入候右佛国ヘ対シ全夫々事件有之候此上之御沙汰相待居候儀ニ御坐候
成至罪ニ御座候而も此度之儀ニ付テ先不取敢此段御届申上候以上○
六月五日　松平大膳大夫

長府戦争荒増○佛国大軍艦一艘同小軍艦一艘○去ル六日
横浜表より長州下之関へ向帆同艦船将十歩
並ニ而至西洋より下之関へ未後十分鉄炮ヲ以討去ル有之松平大膳大夫
生捕　大君ニ而御座之御事ニ而至候此右六月十日着ス○右ハ佛国軍艦
二艘去ル六日下之関ニ未後砲撃致し砲台へ砲発致し候処初メ先一面ニ彼
之事六七発ニ及台場ヨリも砲発致し候処佛船ヨリハツテイラ二艘
上陸致し候処台場ニ而凡四五十人ほど相防居候得共数ニ而打寄し先ツより下
之実仏人台場之諸士少々出候而海岸へ二三百人も相固メ候得共

之事又々砲発焼玉弁居候処台場之近辺家々焼失致し砲台二長州侍北
之様子ニ而之殿日右佛艦横浜湊へ入港分捕之異人五十人程者追二十
筋縄ニ而付手致し而見候ニ
右六月十一日着ス　房州小湊村庄蔵○当亥之二十八年右之者亜国ワイラ
シ二船へ水先案内として乗組罷越候処米国紀州沖ニ而此度中止候○相成
五月廿八日亜国ワイラシ二船へ水先案内として乗組横浜湊出帆当度
之佐長州之沖より周防灘へ罷り当六月朔日四ツ時比長州下之関海岸
逆船之御合図ニ候所岸上ニ而砲声相発右ニ而川続台場ヨリ数
発弁居り二候而亜国ワシントン船将役長州手前ヘ十分ニ此段
亜国商船下之関異船之事大砲弁居候を説得此度破も右同様ニ而有
之右ハ相手当方ヨリも砲発致し一発ニ而及候処其心得ニ而有之当中
少ト前条長州ヨリ大砲弁撃候処亜船ヨリも砲発致し候処右よ
遂ニ右不相分現前之長州地方へ僅二町程折不々長州軍艦之艘備
有之候場所ニ繋き右三艘之内へ家込之右船并陸手之台場市中

来り数発打懸候ニ焼玉を以三艘打立候処一艘ハ無程二艘ハ
焼出し候得共無組水主共水中へ飛入多人数溺死候も不相知
且九ツ時ニ至り候而も台場よりハ砲発相絶亜船之方よりも商船を焼
砲台よりも砲声絶候故十分之勝ニ存候振子ニ而近寄候蒸気船を
退ケ打候得共右場所を引払候砲煙絶亜船よりも砲発致し目的ニ
中候哉を認め碇を脱し大声ニ而祝し中ニも且長州より打懸候数発
之内亜船ニも凡廿挺程中り候而即死人五人怪我人三人有之右之死
人も帆木綿ニ而包み重く弾丸を結付水底へ沈め候儀ニ有之候前書
四ツ時比より九ツ時迄之戦争ニ而漸引揚候得共船損し四日朝西湊へ入
仕候趣ニ御座候 ○ 讃州要害安藤一同水先案内ニて無組異船
之右戦争ニ而帰帆致し候ニ付水中ニ飛入ニ而近辺之者共中少ニ而引揚遣し候而近辺
并(?)ニ中ニ而漂流之人ニ而御座候得共仕候 ○ 月日不覚先達而船之水先
案内ニ而通船之御用長州ニ而台場無程異人居候由此程不遠相聞候
四ヶ所ニ築立有之候 ○ 右之通ニ御座候以上 亥六月五日

小倉家届

去ル五月廿三日廿六日於海上異国船渡来一条ニ付候届書一通並長州より使者差越候而届書一通書面写
三通相添以用人井上河内守様江差出候 ○ 去ル五月廿三日朝於長州領
合沖ニ而異国蒸気船一艘上
筋より渡来致し候処同所台場々より大砲数発打懸候得共屈せず下筋を向
当船中ニ而何国之船ニ候哉碇を揚出帆仕候ニ付此段御届申上候
○小笠原左京大夫家来姓名 ○ 去ル五月廿六日之朝夷国蒸気船一艘下筋より
渡来於海上船仕候処又長州於田ノ首脇より大砲一声打発右夷船
よりも合砲一声打発致候同所亀山台場よりも又々一声打発夫より
台場所々ニ而数発致し右夷船於海田ノ浦沖乗行候処同所
擅ノ浦杉谷前田外浦等四ヶ所之台場ニより大砲数発打懸候処
夷船よりも右台場々々江向発砲仕立上筋を向乗行候中ニ候間
中ニ至り候得共漂流之人数ニ不相分候 右傳承候処於海上御届
無御座候何国之船ニ候哉砲煙ニ而碇を揚去候間此段御届申上候以上

○五月廿七日 主水正日付 ○小笠原左京大夫 ○去ル五月廿四日 松平大膳大夫殿
御国許毛利左京亮殿ゟ主水正 左京大夫 主水正江以御使者攘夷
之儀ニ付別紙書付之通被仰入候ニ付役人共立会対談仕別紙書付之通御返
答申述候処右御使者帰路之節旅宿へ相越別紙書状之通差出
引続中ニ候 主水正より申越候ニ付写書相添此段御届
申上候以上 ○松平大膳大夫殿毛利左京亮殿より御使者を以上書写 ○五月
十日攘夷期限之御沙汰右ニ付而ハ御蒙請等も御将来之事夷船来着候ハヽ打払可致
候節砲発等無之候而ハ不相成候得ハ ○隣国之儀兼而救援も頼入
ても御助合之仕ハ勿論 皇国之御為筋ニ有之候事無之候而ハ相届
申間敷候 ○合図之儀 藍島 馬島 鏡島 湊口 大里 葛葉 梶ケ
鼻 速戸等ニ而夷船見届候ハヽ大砲三発つゝ御合図有之候様
前以御頼被成候 先日以来右之様子之儀申上候 ○攘夷
之儀若藩之進退之節合ニも相成居候而者京師へ御達不仕候而ハ
相成不申候事ニ存候 ○夷船通行之節一方海岸より一二打出候儀も

無覚束手筈之様ニ存候 尤先ニも難被突係御領地も差障ニ難
計此段御含置可被下候 ○右之ケ条手前御隣国対向之場所柄ニ付双
方共別而遠乱之儀無之様御熟談申上度存候ニ付右之趣御引請被
下候 御六ケ敷候得共無余義大膳大夫手元ゟ申上置候以上 ○五月廿四日
○左京大夫より御返答書 ○攘夷期限之御沙汰ニ付而者拒絶
期限之相分候得ハ右之御談判申家来共へ申聞之上諜遊之所
業無之様ニ御申付有之候得ハ此方ニおゐて右砲発不致様ニ可被成
救援之儀も右ニ準し候ハ、公辺甚御不自然之事ニ至り候而人数差出
候而も御論之事ニ御座候 ○合図之儀も御承知御座候得共御段不申候
○攘夷之儀ハ前段之趣意ニ付一ト通り御船差留御不手拘之事ニ候
右之趣ニ付御達之儀も相弁候 京師へ御伺中之儀ニ而御勝手次第
此方ニおゐて右様之義無之 御書面御返答 将軍職ゟ之御達 諸大名へ御指揮之御委任
之御義ニ付 御達ハ 将軍家之御命令ニ則 厳重ニ相心得候 ○夷船通行
之節一方海岸より一二打出候様ニ無之候 無覚束候ハ、

勘之趣意有之於此彼海ニ而打掛候ハヽ何時も打掛せ海岸之所々為防
届之不打掛候得共有ニ而打掛不申候ニ而不見受未御沙汰之段申来ル
説得ニ付而穏便之取計ニ ○ 右ニ付而ハ矢先之所ニ成丈ケ取計ひ被下度候 ○ 月日
小笠原左京大夫 ○ 長州使者差出候書状ヲ ○ 寸指出上仕候ニ付而ハ蒸薄
ニ近寄ケ条有之候ニ付失敬之心得ニ而可有之候得共蒸汽船中蒸薄砲発ニ付
地下并丸之段申来ル 尤右之事ニ付此段寡君より申入ニ而蒸薄も
度々ニ而進仕候事ニ付蒸薄一切ニ而砲発無之候ニ付可申対 勅諚ハ不得止事時宜
ニ寄り一々申掛候て仕候様之様に相見へ相成候ニ付中ニ而返答無之候趣ハ
之儀ハ奉存候為念申入候所江へ引取候所然所ニ打掛ニ付而ハ何も無之候
○ 五月廿五日 ○ 大田市之丞 地村和作 生駒時之助 御目付 讃岐 松平清居
○ 大池多左衛門振 高橋啓之丞振 伝吏 ○ 去ル六月朔日曇 長州船ニ而打出し
合砲之相見へ 大砲ヲ打出候 夫より蒸気船一艘上手より海岸を
ニ而砲ヲ打候ニ付一旦蒸気より大砲数発打合候ニ而赤間ケ関之方ニ打出候
大膳大夫殿打掛之軍艦之艘数有之候ハヽ旁ニ而相見え 蒸気船英軍

艦より数発打合候ニ而同所海上ニ而一旦岸陸ニ打方右
軍艦ニ打掛候所 赤間ケ関 軍艦ニ大砲発ニ而双方御手数ニ而相
ニ相見候得共夫々ニ而打掛候所 蒸気船より上手を向打行中ニ而大膳大夫
軍艦三艘之内一艘打掛候所打掛候内 沈没仕 橋本 打手中ニ而候
兼而中合無之ニ付防禦方人数並出候所ニ而同所海面相見候様ニ而江戸屋敷
此段為知申上候 ○ 六月二日 左京大夫 小笠原左京大夫 ○ 去ル六月五日 朝
夫より蒸気船二艘上手より海岸田ノ浦沖 蒸気船ニ而手近打方候処
ニ而佛蘭西国蒸気船一艘を軍艦を打方ニ而 長府船
蒸気より大砲打掛夫より蒸気砲ニ而内 同所前田人家焼失致し
候ニ而夫故火之 及大火 夷人共田ノ
浦へ三人上陸 村役人宅ニ参り候而 右者之役人ニ罷越
申候 佛蘭西国人 チイウル フウラ マニホウリエと申し 長州へ乱妨
勝敗を決し中度 右ニ付一旦 小倉
候へ発砲不仕候 十五日別段書面を以相渡 数艘ニ

来り候中立本船ハ引払申ル處我ら松平大膳大夫方より申立ル哉筆之人
然共凡百弐十人程も不遠小筒不殘ニ而も有之候内四ヶ浦役人共
宅ヘ罷越異人之所持之品ハ有之家本船ヘ引上候處申付候異船
引取之品并届ケ右品等荷之十分至ル所持之品人数共之品
並ニ其外紛失所之本乗之者郷中江内通申中趣ハ候之別紙書面之通御座候
此段御届申上候以上　六月六日　別紙左之通　仏蘭西書翰写和解

○長門州のスミ人ニ仏郎西大将提督ヨリ告知サレタリ此ハ長門州
ノ殿様松平大膳大夫ト申サルル大名ヨリ仏郎西国ノ旗ヲ建ツ
船ヲ大砲ニテ打タレタル是ヲ我カ国ニ対シテ大イナル軽蔑ト
存テ今我右ノ殿様ヲ糺スニ来ルナレ共我ニ向ワス罪ナキ長門
州ノ住人トフヲ又其妻子共同ナトモ打返ス心ナカル故ニ其長門
主従ノ他ノ人ニ於テハ少シモ驚クニ及テセスカエリテ若何ノ
用事有るハ我カ船ニ来ル人アラハ元ヨリノ通リ専ラ仏郎西国ト
日本帝国ト○フランスハタ○旗の図ニアカイシロイルリイロ混有之
○懇親ノ条約結ハレシ時ヨリ今迄ノ通リ能ク懇切ニ取扱ルヘシ将又食
物ヲモ我カ船ニ以テ来ル人アラハ相応ノ直段ニテ拂ワレマス右者
ヲ懇親ヲ以テ告知サルヽ事如斯ニ候謹言○日本文久三癸亥年
六月四日○スランス千八百六十三年七月十九日○セヨレース　印

佛蘭國江之書翰　○仏郎西全権ミンストル　エキセルレンシー
トセンデベレクルエ○貴国東七月七日付書翰
落手せり抑長門守殿下ノ実近傍ニありて其領主松平大膳大夫ノ指揮
軍艦并蒸気船より貴国軍艦へ向て砲発致し毀傷あるに至りし
よし聞るも其エトヒフールエキセルレンシール彼甚く相恨む
の旨報告之段承り嘆せり右ハ貴国のミならす既ニアメリカ并
ヲランダ船も発砲致しけるまて何レも我政府ニおゐて不量之次
第もこれなく如何ニ御待遇且書面政府ニ而大名を制すへき
権力之事無之殊ニ其為不遠本邦之事速ニ無之貴国より御
ヲ開さ右ハ双方之便ニ候得ハ所謂之儀も無之右止輪め候ハ

長州下ノ関戦争

右書謹言　文久三癸亥年六月十九日
松平美濃守花押　井上河内守花押

實記　此書ハ長府侯の老女より土浦侯の老女へ送ル文也 婦人の
文なれハ其長州一条の一端を記すに過ず 文中就業
院様ト称ルは当土浦侯の御姉君にて長府元周侯の御母
なるべし　五月廿五日 幸便御座候ゆへ 御事申上候 御用人殿
ひかへて 御見舞申上候 実ハ御文をもつて申上候 去ル五月廿九日夜中より
御座り 扨々日々心配いたし候 又六月朔日北アメリカ参り候て下ノ関にて
大合戦申し 異船に乗し候て参り候船合戦 アメリカも大船一艘
にて押参り候所にも此の度 御本家様も大合戦に御座候 此度も
大将軍庚申丸と申す船へ打出し いろいろ 大砲の事 ありまし 当日
いよいよ海中へ沈み ます ハウテイラと申す船 当所 大合戦の事
又平信丸と申す船は 大合戦のよし 是も又大損じの由 蒸気船も
大損じにて 御座候事 アメリカ もろもろ と 申し候 [illegible]日本の人

にいろいろとアメリカ船にて矢おかけて参り候に付き [illegible]
御本家蒸気船も湯釜へ鉄砲当り候由にて 其湯溢ひ候て六十
人も即死致し 其余は手負人々は大分怪我人御座候 [illegible]様
[illegible]二日夕 此方之人死候は数もなく 生候は平信丸と申
のも此二日船を渡て乗り [illegible]事海中に沈み候 中に居候 三艘の船
きりにて 異国船軍を打申す候事 みな心配いたし 此方の御台場
よりも打出し候事 何方よりも打出し申し 居日も おそろしき 御座候 [illegible]
此方まで参る 打出し人に当る人も怪我も無御座候 其度大に損じ申し
実は朔日の大合戦 [illegible]乗取り 打掛 御本家 長府 当様
下之実に御座候 [illegible] 廿八日 御本家 御領分へ 参り 御座に 御見廻り
朔日に 蒸気船にて 御備り [illegible]船 右の船に 御移り 御越し [illegible]
[illegible]之事 左 小船へ 又 御乗り 御越 しかし 方へ こきまわし 候事 [illegible]
合戦 お勢 申し 大変に 御上り 場も なく 御船 参り やうやく
あまりにも [illegible] 早く御座 まずまず 何とも おそろしき

御座候處何となく申事ニ御座候處へ参候ハヽ小船共へ御停止も申くニまて
いろいろと船まてござなくつき時事ニて候とて落候ハヽ元之波荒く候ハヽ
其人数をかけ弊ハ自ら何ともハツテイラへ乗申し来た候
落候ハ御手何と申とえん方なき御事のは多勢死ハ御手ニ落候ハ
然れ文をかけ不申様ニ以軍の中ニ往来有之ハ来申へく浦上者申候
不及日々前備根も切り参ハ能て一日くとのく途中ハ御手ニ参候
ニ付御者の御物入候中ニ不及此方様ニも急ぎ御座候而も不捨お浦ハて
被下候のと申ハ又御ハ人々へ此節此頃何抔いろいろ其御物入多く
実に途方ニ暮申候いつの事か用心致して一方ならぬ心痛ニ御座候也
御達人ニ近付とも此御手ニ中居ハ斗ならぬ事御座候所物入多く十方ニ
くれ申候心中御察し下さい此方様の御台場よりアメリカ船の窓へ
二発打出し候のまてアメリカ船も大ニ驚申まて船も急ぎ何り
申候余程の人数者アメリカ船へ参り候ハ自ら申し唐船を明候のは
大筒二発窓へ這入候ものの大ニしきし候ハ未見へ候と居る所の人

然る候ての御手申し舟ニ諸人ハ切りて若狭守様さま当れハ打出
二発の船ニ当り候ハ打ち出の鉄砲左右鉄砲の者様としくと
寺まても鐘をつき申し心の内何と申とえん方なき御事此御手
より浦の者まて四方十里斗りにも打出観音様より御船抱えし
当入夜と御急抱へし御手又其中まて弥諸々御手のこと多く
此節御奉行様ニ下ノ実様ニ此段も御座候此住て兼りハ人々まて弥諸
お来まても少し者人其首を切り出し候所御手先者近所御奉行様
中川様と御川有りまて其場ハ此人公儀ニも一二日中様之御目ニ御手
中御名者つくり申人のハ先者斬し十日ほど人のは何かく御台
場迄并御中りの船有のし奉見遣ひ候ハ御奉行様の人々十
思ひもとき御様へくと申候船多人数見込とも遣ハ又其場を支切候つ
右様御奉行その御手余く御家老も御支度中々御方ありし
然ル御事みな小舟ニ引九候あく三人ニて参り多人を交代付て未来
者へ伺り候ハ支より急や角御改修御座候ハ則申し伺りて御分

森迄入来り横様え刀を抜キ首切かゝり候処脇の人間を差し
候を首切候て走り逃て仕廻申候で来り切人を取り押へ申候
其果は御手の上此方の家来を御本家中え此様を先にし取替
且又御手まて御家中も新手を二ツ宛の振え居へ申候屹度
御役人中評議まて日々談り候も扨やの振まだ大半隊の振相立
初めは本来通実体をでを請し方なくと申合候のも驚入申候
況今沢之は船揚ケ候迄大路のは此之如く右家来は其のやと申合候
首切候手迄く揃しと申も御座候切候手を切り候得共実正の要
いまだ不分り策略と計え無之と云人も有之又をよ手きゝと申
人も有り抔し居く右を遣わし此時當り極よ抱も右家来を申ス
何のく御本家様之人と意之のようし多く何とも請しよくき
振子に候処とうの当節を帝都も先手申と遣い御譲代様の方へ
心向き候者多き振本家中之振に右家来は相見え又く去る之候振有之
風説帰小浜様とうの進事にて御切走の儀申候は不分り仕廻之

唐人を兼る帝都江戸と合戦起り候は御手之中當のを拙く心配之
御座候何事し何事も有之間御宅も少し右心易様子遂絶め
書話候振まて何ヶ月日一日くと心苦敷遂り申候心中御察
この所に至る御地まで世評判み至り候へし去振し色々の説話
御座候御手と存候之度ようし風説申く仰せ候へよほどの御手
御本家様まて右振分山口と申秋く大膳様大御前様御引纏に
相成其内若殿様二所様其山の中の当ても御如り抱へしくて御川稿と
申も御手に御座候此方様は完子いさと申は相見え海岸に寄る
御遣と申扨御治定に右家来は相見え御城は御登り申度御本家様
御出実と相見て御当方御新規の御儀に候得共御座候御実向御遣を右
尚又如何御家中差図も遣之右家来等掛手有く大手多く右家来共
其主御遣えな振と申候ひ双方六ヶ敷尤く御座候之御遣
御座候て遣し何事も無く右評申候何事穏に請し度之儀
つけは如く同事度りし　○六月三日認む○　追て申上候拙者に

六月五日頃六ツ半時比より フランス大船 前後と申浦賀を四十町程
沖へ船を留め夫より浦賀へ向ひ大筒一発打放チ浦賀の屋根
を越ゆる所矢向の山を通り突抜と申程に候而中斗並も浦賀ゟ
二三町所程ゟ右へ向大筒大に撥し候比中合右手の矢向
浦にて大砲鋤にて西村女所の出張におお寺山の方へ十二三町も程
なくおん寺と申方へ所の出張の様にて其音のつよさ不有なく
沖より大筒を放し候と打合大合戦と成候浦賀のゝ目を驚かし
其声まで誠に振ひ候 風も目も稲妻黒雲の如くにて
前文の寺に在て候へ兼ねて一里余も所の出張へ一ノ宮と申浦賀の神主
方へ衝突 元来所に而参り候処委多く大合戦也 人々所役人
中を知く所の道中並ゟとて大勢き大筒の音にて絶間もなく
並紙に残し第一軍所の所事右と申すを此場而にても上まで
先より又二里余も所の出張ゟ井田村東福寺と申知く衝く浦賀の所方へ
控たしに浦にて根く山の中にて何一ツなき而へ当分所住在と

所治定にお守護にてしみ所にある所の事也 並紙に残し置候所の事
五ツ時比より合戦始り候処浦賀奉行お役所の人々にて候 八幡社
即死有之又唐人も即死も所の出張比所方振にて上り候 合戦所の出張
出でも参人も怪我人 所の出張所唐人も破裂丸打出しも一切破裂
終り候事なく田畑に落在唐人もかし半分にて振子と申事
凡一貫目之破裂玉 大サ左之通 一尺位にて飛来るなんどんの振にて
其外大サ壷子位の大サの頭様の振に而有之 夫居り所の事
数々大小にて九ツ半落居候 是を ライフルとて 是し入の大筒也
一貫目の方さし渡し三寸長サ七寸位にて凡中ゟ不有之 付居りいつく
大サ並紙にのこし置候 軍に而違方に驚き入りし大船ゟハツテイラ
に乗り船何艘も唐人斗乗り凡三百人も前田と申知く所の出張所の出
そく大筒にて討取し申し 人数多く夫より早く上り所の出張
も浦賀の人々と合戦所の出張所和あやふく西の方ゟ下の矢の方へ沢山
に浦賀終り居候て人数の出張へ集り所比 大合戦所の出張所和所有之

老人部ニ而三人も即死御座候 何しも
唐人死骸切つきにて形く御座候 唐人も三四人即死御座候 下ノ笑の如く何の事く誤絶
ある事く広法ニ者無く火を出し前田と中村御家来と百姓衆ニ将
鉄砲ニ而打候様手ニ渡し申 御座候 おそろ敷候事ニ御座候
候りく おそろ敷 御目通り御役人衆も仕出候迄 近は居る御座候
ニ而候へ共唐人もうろ急く 太刀一振 又被思召蒔年り候迄も
御覧ニ入り候 軍も中ハ先より 彩画の板々寿し 御座候 此節の御座
申し驚入候御事 此上ぬ事御座候 其々中々考へは其々御地を
罷ひ袖のく縫り御事も色々因縁生ぬ先の御事とあるまじく
存候そも有き御事にて御上下さ色々中之一司く送り申候
事福事に先く御役者ニ罷入候半 御家老の御役者は老人ニ而変り
是御清御両役の役者 又者御暇御用人 何しも四十歳五十歳
役ニ参居者法ニ添守は当附勤者御事小姓御通りニ申し其方ニ
御役士ニ御座候は 御家老始二十四人御座 五日代りニ御勤め申候 親類様

も御奥様も八歳之一下男ニ而御座候 無女中ハ二夕男ニ而前文之人々
一緒ニ御出御座候 殿方も女中と共併りは やの側へ御座を
御家老奥附四人 御医師三人 八歳之男く御供と其御先々人々
一ツ場所へ休は役ニて申し 実は軍の中右渡し方も本と一所
中居は御座候 寺の和尚も一下男く近へ切ニて申し 寺の森有は
晩ニ御座候は 女中斗も御二方様まで廿二人も御座候は 新宮の者も
十一人共六歳之男く 役僧居は也と存候形く 這入居は家の事其之
切れは振る御事 三度の事く者のハ御家老始等まんよ
一様相手渡さん二切女中も同様まて実は御先渡は御座候
何の因縁申しとあまき果は目との無葉有くての物は
此も申し一下方有ぬ御驚入御座候 此節柄まて御座候 前文
通軍中ニ通り御者御座候 茄子一ツ有く一里も歩候も有ま
お下御死役ニ有く御役者目とより御事御座候
事御座其上者三日之は御座候 何も有くとて 御座之調ニ候は

半夜ニ而御取入日々の半ニ而往来方ニ合候ニ付御手当等申上候処
之此度の御沙汰ニ而御座候ニ付御内方究而御掃除ニ而御取入程ニ
御振合ニ而年々罷出候処右御座候此度余り御見分之上ニ而他山ニ而
御座候ニ而難義何年も夜分罷出候ニ付御陣屋御振合ニ而御役所御手当
御手当ニ付御沙汰之上御手当ハ今日より末々迄元ニ而右之場所ニ付
御川筋ニ御手当御出役当時ニ而入候井田村之中ニ而惣百姓共ニ而入候
御手当難渋之百姓家二三軒ニ而御座候右役所之者計りの外ニ無之義ニ
る御半ニ御座候何年も月々二三里余も御調物ニ而右人ニ而御手当ニ御座候
の御手ニ合罷出候ニ付老若町方ニ而も老人女子供ニ而も出候田舎へ引出
男子の御手当ニ付御家中八分通御座候御半ニ而大方自分之御手当
御手へ御見分の御ハ御引出御手当ニ而御座候何方ニ而御振合之御座候月々
御手当ニ而御座候半ニ而御支の人々も引足り罷在候御手当御座候月々
大勢ニ二里も御出候ニ付観音様御見物衆御附女中御出迎候
此元も難六ケ付御人下ケ候而被成御附候ニ而御座候中ニ而廣瀬半三月

此より右之者共ニ而何年も一切相成不申御手当等調候得共
罷出候老人雑事甚度之ニ付御半実以困り申候右御振も十三ケ所
を御見通如く御見当ニ申上候御役所ニ相成申候御掃除ニ而御家老中
其ニ而申し候御通り御役所ニ而入置候御半実以危く候心細く日々
御急の之御家中の者ニ而御附候ニ而入候事ニ御座候中寺ニ山寺ニ而御座候
望ニ而御附湯等もなく日々ニ御役所等も御座候極渡し一年ニ而
御二ケ所振ニ而御座候御半每天ニ而候御今上ケ候而御役所ニ而往の御半
御座候ニ而勝手ニ相成中々ニ相成候所捧を差上候每年ニ而御座候之ハ今ニ
往古風ニ而焚候ニ而も御座候手桶冠り御役所ニ而御半ニ而御座候
此振合若者雑役ニ半ニ而有之候而申上候調ニ而困り入候ニ付
右之役所ニ而一入之御取入等深く実ニ困り入申候下の実ニ御座候
御座候山の中へ引出候処実以日本一之湊も一度も無く御手当
罷出ニ而も女老子供ニ而通り一家ニ一両人ニ而往来之者少く御座候
なく山中へ引出罷在候大家の町人家ニを御取扱ひ御座候段候茂

七艘等有之候ハヽ中々筆紙ニ尽し難く候儀ニ御座候ニ付下之実御手入之右
迄ニ而御例之御通達も有之候得共下々ニ而取計兼候下之者共驚く
此節之事ニ而御用筋も被仰付候處諸事ニ差支候儀ニ付大困り
候ニも御手入等多く遠方ニ而差延候處[illegible]何とも御察し之
書○去月十日之[illegible]之儀ニ付御沙汰ニ付其場所へ
御沙汰之御事ニ而上を下へと被仰付候得共[illegible]
御取計ニ御座候處御差図も大混雑ニ御座候十一日ニもイキリス
大船参り候ニ付[illegible]前之通り御取計[illegible]
之[illegible]之事ニ而[illegible]
[illegible]
の[illegible]
[illegible]
[illegible]六月十日伺書○御上洛御留守中御対客之儀ニ付
[illegible]御機嫌御伺之儀[illegible]

之儀ニ付此度御先例も無之候得共此段奉願候ニ付御内意奉伺候以上○六月
○松平丹波守奉申上候姓名○別紙御書付○内意之書付去月晦日ニ老中へ
御領分御仕置
同十三日戸澤上総介○右御府内豊後迄大久保加賀守代り御仕置清書
中務一ノ宮御事
同日京都表ヨリ之御状写○公方様並御機嫌伺
右之上ハ御文今三月己ノ刻為御服御糸内於小御所御対面天盃并御盃
御頂戴且真ノ御太刀鞘巻御太刀一振并御小直衣一領御料紙御硯箱一
具御拝領是又於常御殿被書親王御対面被書より四合
御内々御文庫之内御頂戴是又被書御好ニ付御頂戴物有之
親王御方ニも御入御頂戴御仏法御論義尾張殿御添御機嫌
不斜御目出度御事ニ候以上○六月三日附○松金周防守○水野
和泉守○松平豊前守殿[illegible]被書より○[illegible]御屏風一双○親王
○井上河内守殿[illegible]○御[illegible]一箱○御手鏡一箱○[illegible]より

〇御白書一通
〇御札一冊以上

同十四日御書付 〇公方様去ル三日内御暇御参内 内蔵頭堂上御対面九日二条

御発駕大坂表ゟ以之為之支候東海道筋 差向御指名相越候 同十六日
御発駕之節大坂表 御発駕以日限之儀も追々可被仰出候事

公方様大坂表ヨリ御軍艦ニテ今未ノ中刻還御被遊候同日大目付ヨリ廻達 〇公方様去ル十二日大坂表 御出立

御船ニテ唯今品川沖ゟ 御着之旨一旦浜御殿ゟ為入其

差御着ニ付 追々以書付以仰出 〇六月十六日 〇松平対馬守 同日御書

付 〇公方様去ル九日本地 御発駕大坂表ゟ 御着之旨東海道筋以陸路

相成候処同十三日大坂表 御発途以軍艦ゟ今十六日浜御殿ゟ 御着之旨

差御着ニ付此段可被 申上候 〇御上洛被 差御着ニ付明後

十八日四時惣出仕有之候此段可被申上候事 〇麻上下着用之事

御老中格
若年寄小笠原図書頭 〇右 思召有之御役 御免被成候ニ付大坂表ゟ

仰出候此段可被相達候事

同十七日 京都所司代 牧野備前守 〇右同断之儀も有之御役 御免被成候

右代リ稲葉長門守ニ 仰付候 御免如前之事可被相達候事

被大坂表ゟ 仰付候此段可被相達候事 十一日 同日 陸軍奉行 土井大隅

守 〇右京都ゟ御役 御免如前之通被 仰付候

御上洛御供相勤罷帰

候御小姓五人御小納戸十三人ニ 〇右勤仕並之通 仰付候 同十八日

御上洛相済還御被遊候為御祝儀水戸殿始惣出

仕有之於席々老中謁之

溜詰 酒井雅楽頭忠績加判

之列上座被仰付之 ○右之趣今日於御白書院席ニ而老中 溜詰之居候御伝達御月番老中

御使を以右之段被仰達 溜詰御勝手次第出仕候

澁谷千代田稲荷由来書上 ○澁谷宮益町

続竹坂ニ有之候処御代官所武州豊嶋郡上渋谷村百姓七左衛門地所続

正一位千代田稲荷大明神社並社頭口一間二尺程奥行九尺余ニ有之 ○右

社之儀ハ往古西丸御場所内ニ千代田村之中ニ有之候所ニ安置有之候を前

書之場所江引移高十六石余田屋敷共附之 右付有之候ニ付是迄當

神稲右書付も無之事ニ而候得共 右口三間程奥行十間程御地ニ御座

鎮座有之候ニ付 元禄二年九月吉日上渋谷村之刻付有之候由ニ御座

村方ニても由緒来歴等委細不相分候 然ル処当四月中旬江戸表

御本丸大奥小山女中御用之を請願出候尋之上手続等相分

世話人之内宮益町家持大黒屋吉左衛門方ニ而申付大破ニ付本社

御修復并松丸屋新規并来囲等新規之御取替新規拵奉願

幟同様入口ニ二尺幅長四間程之石神楽堂右鞘之ニ至迄大奥ニ

御奉納ニ相成 御上語ニ御座候程 格別之御沙汰振も有之候由御用達

之中合候ハ右之 御本丸大奥ニ出火之節怪火有之候処右稲荷神霊ニ而

御守護申上大奥女中之夢中ニ告を請ル候ニ付 御信仰ニ而も御座候

又一説ニ右稲荷之神霊御側御手鍛ニ而 御上語之御信仕既ニ当月三日西丸炎上

之節も前々御勤中ニ御告有之 御先代実東ヘ立戻り候ニ付

も中ニ而御様子之御様子ニ付 御威光ニ而御地より御下ニ而上意ニ而も

有之候御手ニ而相当之社頭御之附もら相成候御沙汰

仕候御武運長久之御事難有事之処 右之風説有之世間諸人も

進之御参詣ニ候 ○右等ニ候風説之書九中之ニ付 六月十

八日 田中 同十九日 御用番 成瀬彌五郎 ○大坂表御警衛海軍

被仰付 御用ニ付

板倉侯御退職之御願書写 ○秋

御用之用向三合之儀之 此御役用意ニ 鐵短

寸渉職之身ニ候危急存亡之秋ニ当り当所役之列ニ加り候而不堪之至ニ
候得共名分不可得遁鞠躬尽力万一之報効を図り候折柄御上洛之
聖挙御座候之処今般不勝感激尚一層奮発勉励仕以武威を以一統
天恩幕威海内ニ敷候様一度之見込心仕候得共何分不行届ニ而多不量
失出候事数多有之候中ニも当今第一之要務ニ而延待之儀四港攘夷
之勅命ニ候得共実事ニ而難立ニも於定ハ候半而御奉在京中ニも只
設右等之次第未曽有之儀ニて東西於在候而之故至浮上群議を議り在猶
果し候得共方今之時勢五ケ国之拒絶三港鎖候事も迚も難儀ニ而此上
責ても横浜一ケ所丈ケ鎖し候而も成功掃攘勅命相達候之廉相立候様之
仕度と心配仕候得共是迄すも存候処決定無之候而ハ全体御為ニ
時勢如振ニ有之候処心付候ても此段上聞ニ達英断を仰ぎ不
此上ニも下情之候処兵端を開き候迄ニ攘夷之次第於事ニ至今日ニ至り
申上候事全く先見不定之御奉職無状之至と恐入候尚振不良
渉歩之身ニ而天下之大任ニ当り候而己所謂蚊負山之類ニ少一喩語之

殊而後御手振之候大事を誤り何事も不都合仕出し候ても難計哉
栗子恐懼寝食不安之次第ニ御座候ハヽ此上ハ御役御免被成下候様謹而
右奉職無状之罪を奉待候尤去此節私一己之安逸を求める存念
無之事ニ而候ハヽ出之身ニ餘り候重任御免被成下兎角於当之御奉公
之御用相勤候ハヽ聊寸労罪代之御高恩奉報候所願ニ御座候何卒
区々之微衷御憐察被成下早々御免被成下候ハヽ有難奉存
奉存候此段不顧恐懼之趣奉願候以上
○六月十九日○板倉周防守○右老中連名宛
同廿日京都所司代ヨ
り銘々家来エ御達御預人被仰付之松平伊賀守
家来エ御預○松平肥後守家来大庭恭平○浪人師岡節斎藤堂佐渡守家来エ
御預○浪人青柳健之助○同建部建一郎西尾鑑之助家来エ御預○醫師長

諸真
古釜　小笠原左衛門佐家来江御預　○備中国山崎土肥典膳家来　浪人　久右衛門

京極飛騨守家来江御預　○三勝田一郎　土方聟千代家来江

御預　○下総国宮和田村郷士又左衛門　悴宮和田勇右衛門　○右両人之者共儀御目付江　右之外組頭通中　諸組之人数

右之外中村諸浪人共与申者共　京都町奉行所江川路淡路守

立合召捕候者共　手当致候　召捕候人数召捕候

町奉行所江引渡候儀　仕候ニ付　引渡候段　立合御奉行

中御門ニ此段以御届申上候　○六月廿日　諸々性名　追テ銘々ヨ

リ届書　○京都町奉行　備前守　組与力人　同心中

立会　以御届申上候　○月日　同廿二日　以書院　久永石見守章誉　○右以参

以御届申上候　○月日

同日御　○右歩兵奉行　仰付　下曽根甲斐守

西丸以留守居格諸奉行　御役御免　被仰付候

警衛向市中御取締御用取扱被仰付候面々　○大目付　松平対馬守　大久保

豊後守　○町奉行　御勘定奉行　○以勘定奉行　川勝丹波守　都筑駿河守

○以目付　大井美濃守　土屋民部　設楽岩次郎

同廿三日　於京　六角越前守　○右御上洛ニ付　御宮江御名代

として下向被仰付候　日光御参詣之儀ニ付候

同日　稲垣家伺書　○伊勢神宮　以参勤　太神宮　以参勤

以御拝礼　以参勤　松平家　御名代被仰付候

以組頭ニ御下　拝有仕合奉存候　右者　御上洛中　御用御免　御拝礼御座候

其上　出府仕候間　御名代仰付候　御尋御座候

御座候　有之候　御逗留中　御供　御名代被仰付候

以御暇ニ付　御名代被仰付候　此段　御届　以内

惣奉行被仰付候処 ○ 六月十三日 五千石 日附 ○ 同廿五日 御免被成候 ○ 当節之通
之擬第二 者多御為筋有之 中諸之庫も 御跡ニ而 再勤 此方之 被相 一下先奉
府御役々 之御役 御免 同廿四日 堀大和守親義 之 ○ 右 寺社奉行 御免 同廿五
日 外国奉行 村垣淡路守 之 ○ 右御作事奉行 御役 被仰付 御目付 設楽弾正 評定 ○ 右
調所頭取 之 被仰付 洋書調所頭取 田村肥後守直清 之 ○ 右外国奉行 被仰付 参会
長井五右衛門 ○ 右神奈川奉行ニ被仰付 同日 御書付 ○ 御上洛御供其外 駿東海道中山道
当御役人割合 御府被仰付 諸家 家来 迄被召成 急度可申 付之趣 者可
共自己之 様者のこ 差遣 被仰付 候所 御役々 被仰付 候者
江戸并 御跡御残之者 当御役 旅行之成候
御役 下之趣ニ 右之通 可相心得 御達
同廿六日 御側衆 跡部

伊賀守良弼 ○ 右御留守居 並 再勤 御勝手 御供 被仰付 同日 御書付 ○ 万石以上之
面々 御上洛 迄御後 御供之者 御役 被仰付候 ... 此度 御暇
下之御供ニ而 今般 者府御役々 被仰付 右之 者府 之万石 以上 交代 可令
ニ の 御願 同日 稲垣家歎願書 ○ 私儀 若狭守 ... 吉 四月廿六 大目付 酒井
但馬守 願 ... 御免 ... 被仰付 人数 ...
迄 ... 御為 ... 難 ... 候 ... 一方 ...
御免 ... 被仰 ... 此段 ... ○ 六月廿六日 ○ 稲垣若狭守 ○ ...
元 ... 有之 ○ 書面之 ... 若狭守 ... 御役
当り 御勤 之 ... 限り ... 諸家 ...
御答 ... 同廿七日 者 御使 牧野
鋼太郎 ○ 右 ... 御用 ... 二 ... 松平左兵衛督信

和 ○右之年来厚恩を蒙り候得共有之ニ付以畏年々之方俵ニ而之

同廿八日日本橋張札

○大奸賊 松前伊豆守 ○此者儀重キ職役ニ居ながら幕府を去て京師之動静并ニ当今之御様子奸計を以て其罪科不行届深く附勢を勘考して西国之形勢昇して夜通之策謀可有之気配有之を外患に処する時は是非一応御上意ニ背キ候ものゝ有之候はゞ可差立へし類ニ醜夫のゝを為遂同様奸賊を巻て遠く事を隠しヒストールを挿て後登 城已ニ逆意を逞し君臣之御一和ニ無威更ニ御国体を損候事を誹謗之力後し以而是迄姑息之偽之実ニ蔚度御座候と云迄に及候ニ甚以已来とても不容易事件也中ニ立ちと姑息之瞬時之存作し奸吏之所為而名有し此等類も秘書之相議所せしむ汝之所為ニ而天下へ立んや汝をして日本人なり何者か醜夷之力をかりて 皇国を乱さんと計るや依て有志之徒汝か登 城退出を待て其罪を問兼て其要路人を埒ニ其要利害を芽ひ醜夷

後来を顧ず彼等様ニ此の度は是迄方今之姦賊を挙て天下之有志之為布告し置者也 ○大奸侫 平岡圓四郎 ○此者儀邦家奸侫之媒となり一橋中納言殿を因循ニ陥入松平伊豆守ニ奸計を組 皇国を危難ニ試しめ方今の人を離間し兼而能登守 長井雅楽之如キ小栗豊後守之余類を挙ケ事を周旋し 皇国をして醜夷之属国となさんと企候不届至極候而汝が宅へ踏込指を切歯をぬき鞭をかけ其罪を糺し白状致さしめて後閻魔之庁へ送重しめ於奸賊為見せしめ候て前代未聞之人々ニ布告者也其もの也

六月廿九日神奈川新聞鹿児島英吉里亜戦争之事

○神奈川新聞紙 ○去月廿八日ニ於横浜新聞紙中ニのせたる文ニ日本国と条約を為結ひ古昔より諸国人民の動ニ有地之港を開き有る所業最重大なる事件なり ○大颶利太尼亜国は平和なる所ニ於て自国人民之正理を守護して国の為タラサル処件に

ナサントシタル所日本國之一諸侯之領土及ヒ縁辺ニテ大官ニ甚嫉ト
ナレリ又兼児島之大半件之事英國在東方之諸忠なる人に
向ひ於支ニ一大戦争をなさんと告げ事を謀りその所て幸つ人々し
○當今日本と外国との交際危難に及ひ来り且今日余に至き
来る新聞に依れハ其国中に争乱も甚危き様子なり ○松平石見守
及ひ江戸政府之高官役人等当今下之関一件にて米人仏人荒
人と通議をなさん為に横濱に来れり 此人々の云ふ所ニ依れハ也
此度高貴之大名ニ人を長州即長門守ニ遣して其地之諸侯ニ下ノ
関ニて外国船ニ打砲事を止めんと説得し或ハ是を罷めんと為すり
余ハ此の如き事ニてハ長候も下之関對岸之砲場を罷めんと奪ひ周防
灘之入口を指揮せんとし来る由 人々の話ニ此度の英船之
者共及ひ其将之浦賀ニ毛利大膳大夫之奪ひ取る砲場
を取戻さんと為す事件りて薩摩之国中ニ二臺を分ち当今
之君侯及ひ其臣下之一派ハ平和を好むと云ふも老年者ハ琉球

三ヶ所及ひ役所之大半を撲滅し戦争を始める様子あり ○読人
日本國之役事之模様を見んと為す所之新聞を待つべし
○大貌利太尼亜之女王陛下ニシヤル、ト、アツヘイルスコロ子ルイスト、ニ
ヨンニールの親切に據り余ハ最切要なる書類を左之の通り渡しと
得たり ○第一千八百六十二年九月十四日リチヤルトソン殺害之事
ニ付 ○フリタニヤ政府之命令をのせ ○コロ子ルニールより薩摩侯ニ
贈る書 ○第二 薩摩侯より是に答ふる書 ○余ハ別段謹読を為し
の書類を手に入れり 此二通之書類を諸人に示さんとせし ○薩摩侯 松平
修理大夫 閣下ヘ又君侯当今の事なれハ薩摩日向大隅琉球諸島を
管領する君侯なり ○千八百六十二年第八月十二日 日本にある
大貌利太尼亜公使より ○去年第九月十四日即日本文久二年
八月廿一日閣下之父君琉球之守之旅行之中ニ事ありて東海道
にて守護する之従者之英吉里人之一商人を殺害したる事閣下
既に能知る所なり 且此行列中ニ居る所之商人之傍に居る二英

人及一婦人ニ斬掛ケ此二人ハ大傷を被り婦人ハ漸ク逃去りたる
事ハ是も又閣下之能く知り玉ふ所なるへし ◎此英人之姓名即ち
之如し ◎カルレス。レーキス。リチヤルドソン死ス ◎ホルラテイ
ー婦人之名不志 ◎ウイルレム、カラルテ大傷 ◎ウイルレム。コル
セル大傷 ◎此事件ハ英吉利亜及ひ政府之臣民之損害を引
起し宛化しなる諸国之情を生したるを足り 大君政府ハ我
英吉利亜女王と平和并親之条約を取結び居りなから余か之を
熟考し修補三郎行列中ニある罪人を求め出し其首を斬る
而已之事を 大君政府ニ云送れり 余ナセル
ト書き且 大君政府よりて甚く知らせ事なし若此源動之附ス
ありてこの據思之所並を行ひたれハ修補三郎ニて生捕ニし殺害
せさる所無し ◎此源動ハ既ニ十ケ月を経たるに余か之く知
政府ニ妻しく手振を云送り又 大君政府よりハ大君の
好むに従ひ閣下より罪人を捕ひ江戸へ送り来るへき事と

数度余ニ告ケ知らせたり然るに閣下之所紀江戸より甚た遠く
且大名の支配たる所ゆへ閣下江戸政府より罪人を江戸へ
送りなさしむる之命ありしかとも之を拒んて之を避る事あるへきを以て
大君政府ハ余ニ英人殺害之償をすへき事余か如く知らせ
政府へ告知せしめたり其後余ニ於而政府より此事件之仕方を遠く
云ひ来れり 大君政府より西法能ふる事之源動より大名臣下を
而して罪過有其欲なきを論して大名なるしと振光
英吉利人を殺害したる事なり 大君政府より日本国中
諸人民ニ代り償金を出して且此罪を許らし書を余ニ送れる事
而已なるへく余ハ政府より之指揮ニ従ひ条約ニ而国人ニ
を免したる所ハ閣下之臣下英国商人を殺したるより 大君
政府ニて償金を出し罪過を免るのしを欲する書簡を余ニ贈る
へき事と云ひたり 大君政府ハ之を承知せり然して是へつり
タニヤ政府之決定したる所ニて閣下此罪人を擁護し或ハその

當然なる罪科を許すの理なかるへし故に余政府より閣下に左之
ヶ条を定約へき事を本国政府より要求すへし◯第一ヶ条リチ
ヤルトソンを殺し其他之人々に疵ひ負せたる罪人を英吉利人水
将之目前ニて吟味し其首を斬るへき事◯第二ヶ条 殺害
されたる人之親族并斬死なる者之妻子を扶助なる為ニ配分すへき
金として二万五千ポンドスリテルリングを出さるへき事 右英吉
利政府之望める二ヶ条之事を閣下ニ告知らしむるや否直ニ閣下
之承知せらるへき旨返答相成候まで日本海ニ有る英吉利海
軍提督之兵力を以て十分なる辨を求さんとも英吉利水将ニ
此書翰を渡せし任を受く是ニ余より閣下ニ右之旨を申
委く知らせり故ニ閣下若是を兼ての意ニ而も水将日限を定め又
軍艦并ニ兵器をもつて事あらは其ニ拘り事ニ至らしむ故ニ閣下ニ
此書翰ニの返事ハ承知を無熟考して不日至急ニへし此書翰
諸事ニの余力ニハあらす◯謹テ是を呈ス（自記ス）◯日本ニ

薩州ヨリ英國エ送
アル英国公使イ。スト。シヨン。ニール。シヨン。
マキトナルト是ヲ書ス
ル書翰和解◯薩摩公なる松平修理大夫殿河上タイでより
して英国公使コロ子ルニールへ送ル日本文書翰訳
訳◯人の生命より尊き者のあらさされハ人を殺せる者ハ同く罪と死
刑ニ行ふ事當然なる事ニ而此方ニて茲年ニ而其罪人を捕へん
と力を尽し居れとも当今日本国の諸大名中ニ争乱を起すもの有て
是を捕ふる事を防ぎ又罪人を隠し守護なされ種々手を尽まう
罪を犯せる一人ニ向ひ為され候通し隠匿く事程又安き事を以
ならす将軍之命江戸ニ向ひ其後外国人を殺害する者ニ向ひ又江戸
と京都之仲人を為さんの為なり故に将軍も外国人殺害を命
ども為るニあらさる事を承知なり日本国之法律を犯し逃たる者
死刑に行ふへし 若我の方ニて此罪人を吟味し是を刑する事
あらハ予速ニ其事を長崎又ハ横浜ニある英国船将ニ告知らせ

自ら罪ありて死刑を受るを許し置し我方にて此刑を行ふを望む時は
之を延引する事無く其手續を我方にて取扱ふへし若我方にて他の
罪人を刑するが如して此等罪人なりといふとも我方にて七十五年を
見ざる事條約にも既にいへども我方には此の先祖の神号を掲
尊とする事をなすも事なり〇日本一の政府たる江戸政府は
恃ふ者の為なれ共今全く皆を持する事君の体面を汚すなり
〇條約中に外国人此行ふ所の界を定め置る事あるは我方にて知る
處なれども外国人日本人の此行を妨るの免許を得る條約
ある事と然のみにて〇英吉利国にて多くの国務と相違致候
處の人に向ひ其法律を破り失禮をなす者あらは之を罪する
（諸の例に寛かにて此を許す）事となさしむるや善悪をなさしむ
為めに諸侯に證印をなさしむ事を得せしむ人の生命を
害するも完大なる罪也なり諸事を指揮する江戸政府にて
外国人との條約中に于某定め置る其法律をかくせる事なり

外なる外国方へ云ふへし江戸政府は此旧律を條約書中に加へ我
諸侯は此旧律に從ふ外国あり此罪は我方にて判断すへき私
なり〇此大事件を糺さんが爲には江戸政府之役人を我政府
役人と互に君の面前にて何しろ其何しろ罪なる事を論すへし〇罪
人之一事を糺究の為之を續命の事を出すへし大君より英国軍艦
己に日本へ来るを差出して若干知らしむる事有り大君政
府に我事を苦しまめんとの策なるへし若既に然らば此先中
よりの書翰あるへき處理なきのみ悪事あるを以て英人と我国
の官と争論を引起し此一事我事と幾くなり君之を勝つ
もや我政府は日本政府の命に從ひ諸事を行はんとも君の
書翰にの事なども我方より心を併明せる事のみ〇文久
三年六月廿九日 千八百六十三年八月十三日 執政閣上 タイマア。アセ。
アセ。及ヒ アレキサンドル。ホンシレー
ホルト 訳ス シヨンマニトナル 是を書スミ

京都表之次第於二条

六月朔日 ○明後三日御暇 御所より之 御参府之 御禁裏内々迄御暇 同三日 ○今日御役替
為聴業院より為称事より 御禁裏内有之 御暇為御参府之真之太刀一腰 御目録之
無事仕有之於 席之酒之先手 於御黒書院橋本宰相中将 同四日 ○昨三日御暇 御禁裏内々参府御礼 ○右為御暇乞登城 ○御礼
冊屋一種宛之 御對顔 坊城大納言野宮宰相中将 右於御前大広間
御下段出御之 御参府之 宗對馬守 ○上意有之 ○右御目見 松平越中守 ○右退席
之節御暇乞 御礼 同六日 橋本少将 ○右為御暇乞登城扇子一箱 一種宛之 御對顔
同八日於御黒書院 ○出格大名御譜代大名 之面々 御目見 御定者同町奉行 林大学頭 右御目見

年為参勤在府之節 布衣以上之面々一同並居 御目見 ○西丸炎上之 年々今日出仕
之面々 御機嫌伺 於席之酒 老中 ○御番衆方 御暇乞 御礼
尾張殿大納言殿より 勝武革 尾張殿 家老 成瀬隼人正 ○右登城 周旋 格例
二枚 綱一折以御使 附為差上之
寄合一組之 為御上御 冊粧 下段 上意有之 御手自御之為拝領之
○同人家人 田宮源太郎 附添之面々 長谷川 無鄭 津田家臣之尾崎
八左衛門 外初老之助 附添二人 面々 ○右為之周旋 寄合 出勤之面々
○松平肥後守家来 ○横山主税 ○田中土佐 ○山崎小助 ○附添二人
面々 ○北村左近藤 巻物之面々
○右同断 寄合 面々 同九日 御座之間 松平肥
後守御刀 延寿国資 ○右御上洛御用向被仰付候 今七
代金七十枚 御目見 御前 拝領之
半時二條 御城 御發駕大坂表エ御立寄 史

ヨリ江戸表エ還御 ○右ニ付万石以上以下之面々登城之
退出万石以上並嫡子共以テ万石以下
之大手ヨリ内ニ而
也御免御目見之 中川宮上書 ○謹而申上候極メ不被下為融西堂
以扶助之義将似候テ分ケ寸切も
今之次第追而手段之形勢攘夷之期限相迫候処未掃攘之形勢
不相見因循之上 叡慮甚何宗苦心仕候而 候之不有之 入ニ付畏
掃攘之先鋒之義 御委任被成下候ハゝ自然就許之上ニ天下之有志之
者共召之候者共ヘ義死を遂図恩報候者 仕度候ニ付私儀委
之段謹言 ○六月六日尊融 ○御奏聞御奏聞 ○此節薩州上京
之者相互ニ可及御内談候而右世子利ヘ儀ニ月書く中来候ニ
於京師 田安家老 戸田能登守エ御沙汰 ○以下御家老 小笠原図書頭上京之子
細不容易情態相成候ニ付是迄之来諸向ヘ申含候而老中ヘ入候 仕付候ニ付候
容子不及申候此節書面之通罷越候罪科 御沙汰ニ付当一応申付候ニ
之可至ヘ申候ニ付半右之段 小笠原図書頭
御承知之候 御委任之半 御請書 ○雖陪臣之身上奉行ニ而大坂城代ヘ罷下
右之外其之者有之候右図書頭正官位之半件 以而委細ニ 仕置之段奉恭
兼ル右之申ニ付之迄ニ而不至之徒ヘ向後ヘ申付候不得止事時勢切迫之
形之義一刑罪可申之所措置之場合ヘ有之候ヘとも別而不入候得共罪を
諸向仕不容之廉々ニ付候段遂穿鑿奉存 最寄之私任度 附宜しき事
家茂無二相尋 攘夷決定再三上京中之儀ニ付可申之処ヘ相申候 篤申
留之趣取限も右罪伏ニ免し申付右之段其等ハ申上候ニ付若手越ニ付候
被為之中之事候ハゝ等 王之義も叡慮不仕攘夷之決心も尊申 候至而容易
之相知候ハゝ重々奉恐入候 右等之処其等候得共御不及申候如右相成候ニ
誠恐謹言 ○六月 京都ヨリ来状写 ○去ル朔日浪士之徒三人
九日 家茂 従三人 ○壬生脱走
以之事其攘夷事御用向兼並ニ力同心ニ而攘夷腹之存以体少而不足
悪業者共之仕業ニ而連判状を以相生候事引上申刑免候處

河原町邊ニ而和殿御退散ニ相成候ても宜候様懸着候而殿
金子被遣候ニ付而者 内勅文 九條家 坊城家 始メ十三人ニ而和
候而御身を後大坂而月付 子弁而 河原町而居而和殿即刻関東へ罷下り
候而者而近者も長谷川 無瀬 居停八之ヲ 大坂より 播州浦田而和殿
候而右而者 候後當又 大坂より 取持 和泉守上京之ヲ
候方様 此者之而殿 而用意之内 銘文ニ公卿 ... 等紀而 抑振之十年ニ
而者且 ... 浪士ニ捕而者 薩州 長州
右州 家老同者右者有之 ... 内紀 ... 洛中住居停止被
仰出候面々 ○九條入道前関白殿 ○久我入道内大臣殿 ○千種入道 前中將 ○岩倉入道前中將 ○富小路前中務少輔
○葉室式部 官御取上入道永蟄居被 仰付候者 ○押小路大和守
○千種少將 御役御免慎被 仰付候面々 ○傳奏坊城大納言 ○廣橋

大納言 官御取上慎 ○押小路 落飾之上辞官蟄居 ○久我内大臣
思召有之御暇 ○中将内侍局 ○堀川内侍局 遠島 ○九條家家人山本紀 ○山本左衛大夫 娘
思召有之蟄居辞官之上入道 ○岩倉中将 ○千種中将 ○富小路中務少輔
差扣被 仰付候者 ○中山大納言 ○正親町三條大納言 永蟄居 ○堀川侍従 娘 橋典侍局
取調中 ○永宝之院 ○姉小路二位 ○山本内匠 ○岩倉大丈 ○中務中将父 六月廿五日御
下ケ之勅書 ○大樹二百年来之廃典を興し上洛有之 ... 恭順居候改心之儀ニ候 叡感之 ... 下坂
有之候ニ付奏聞之候之始末不分明ニ付 ... 攝夫 ...
限未之義ニ相成可致 ... 叡慮 ...

置候ニ付御沙汰之趣も有之候事 ○六月廿五日 ○松平肥後守へ ○
大樹東下之義実東之形勢如何ニ付御不安心ニ付 畏ニ付委細情実委曲ニ
可有之上且 摂夷之儀 叡慮貫徹候様被遊御周旋候様 御沙汰候事
○右者 勅使ヲ以廿五日 御沙汰候 閣老之内 御同人 東下ニ付
申立候由 情実委之 摂夷ニ付テ之御周旋之儀 相違之由 思召候
今般御沙汰ニ付 御達ニ相成候之事 御達ニ相成候書取ヲ以 御聞置被下候
猶此節 御所 御趣意 御書付 持参ニ而 小栗長門守 大樹公
之ニ 勅書 相添 七月朔日 御地 着之 御用人 小室 右衛門 付添
可申 右候ニ付 小栗 御用之事ニ付
実東之形勢 可有 奏聞 御座候事 七月朔日 ○御老中 酒井肥前
守忠禮 ○右者 御側衆 御用 大目付 竹本甲斐守 ○右者 御小姓組番頭 畠山
飛騨守 ○右者 御上洛 御供 被仰付 御留守居 御用 被仰付 同四日 代 稲葉
長門守正邦 ○右者 御役之儀 御免 被成候 同日 家伺書 ○右御勘定奉行
御内々申上候 伺書 ○右御勘定 八月十五日 御附札 去ル ○ 当申 ○英国
軍艦 渡来 可有 旨 御届 御沙汰 仕り 有之 御心得 申上候
御申上 一件 右様之 節 ハ 別段 御人数 之 中 軍役 人夫 御免
仕り ○御附札 ○御附札 申 ○御附札 去 軍役 御免 相成候 右
正人夫 高 割 当之 儀 十六人 詰 兼 之 御人 高 百 石 当 米 二 斗 以 上 納 之
御定 ニ 有 之 候 右 御 人夫 御 届 申上 候 当 家 ニ 之 儀 御 坐 候
之 御 座 候 御 定 之 者 格 段 之 御 沙 汰 ○ 御 手 当 之 軍 役 人 夫 之
別段 之 申 之 御 沙 汰 ○ 御 附 札 右 之 通 相 心 得 軍 役 之 内 別 段 之
申 之 可 有 之 候 ○ 小 荷 駄 之 儀 も 軍 役 之 内 高 割 御 定 之 内 御 沙 汰
（御附札） ○ 右 之 小 荷 駄 之 儀 御 免 被 成 軍 役 之 高 壱 万 石 ニ 付 小 荷 駄
十 之 内 右 御 申 上 候 委 細 之 儀 も 大 目 付 へ 御 届 合 ○ 亥 八 月 ○ 右 御
尋 之 通 可 被 成 候 此 段 御 伺 之 通 ○ 七 月 四 日 ○ 酒 井 雅 楽 頭

奏者番寺社奉行 同五日 若年寄 有馬遠江守道純 ○右加判之列被仰付御用部屋入

奏者番兼寺社奉行ヨリ 御勘定奉行格神奈川奉行 浅野伊賀守 ○右大目付被仰付 同日

薩刕届書

○去月廿八日英国船七艘城下前之浜江乗来一条

手書子差出候ニ付返答書翰差出候得共其後

二ヶ条何分ニも曲直を糺し可相解之処無據二日暁比

ヨリ前之浜城下迄乗入繋置候蒸気船三艘奪取候ニ付既ニ

打掛候間不得止即時ニ戦争相始候

方台場ヨリ砲発及候日経戦争翌三日迄

退帆同日海中台場前通船又互ニ打合城下

四五里計沖へ乗出四日退帆仕候其内一艘蒸気船

退帆死傷英船流レ中ニ御人討

此方手負死人別紙並蒸気船三艘焼亡且市中

焼失仕候不取敢此段御届申上候以上 ○七月五日 松平修理大夫

○手負死人姓名書 ○即死廿四歳 ○藩士

同上玉薬方 宗村幸之丞 ○同上 同上廿役 平田 ○藩士同上

玉薬方服役伊之助 ○同上廿四歳 平田九平 ○同上中 大平

新右衛門 ○藩士同上 伍 杉 ○ 二ヶ所

戦死 重久 ○右 手負死人 ○

九郎即死 ○右同上 ○ 松

仲 ○右同上即死 ○右同上

有川 ○ 井上八 ○右

同上 即死 ○右同上

川 ○右同上 右同人 山下 ○右同上

○ 七月

同九日 薩英戦争聞書 ○七月九日 英国公使書状 廿

トウ 薩州より

訳書 ○英軍艦一列 去月十二日当港出帆同廿七日鹿児嶋へ相着
直ニ書翰差遣ス大意 此度江戸政府へ申立ル同様ニ三ヶ条ニ付
返事無之候ハヽ此港之中ニ在留いたし候蒸気船三艘を奪ひ城下を
焼払ん事を申遣しけるか 今月朝日ニ至り右之御趣意返書ニて
元卯国ニ和親を結ひ条約相結ひ候得共関係無之候間何事も江戸
政府へ談判いたし候様ニ返答 ○依之明二日朝アトミラールの号令にて
船之艘を包囲ニ取組し者を焼払ひ去年を以て船中之諸物を分け
取られし也 サトウも書籍物一冊並ニ一ッ目出製之旗一枚ヲ奪ひ来れり
○此之船ニ士官ハ一人も乗組不居候て商人体之者ニ候 殺害不致
焼払ハ且諸物之外米并物類を多く積之 ○午時より初る
台場より砲発 ○アトミラールの号令ニ而此之船を包囲ニ為て大方
船より兼而申付置候返事有之候ハヽ尽く蒸気船へ砲発スト ○此方
よりも又蒸気船砲発 船之艘を焼ハ間ハ ○船号ユライイリス并ニ
アトミラール及ヒシンストル号乗組居ル所大イナル軍艦也

○別て砲台並ニ打出候処ニ而ケヒテンコンヘンニー二人並ニ車之上ニ
出る所を尋て軍令を為居折柄ニ大砲ニ当り死致
候ト首を落され即死致し右ケヒテンを乗組居所六十人之大ニ怪我
に致 薩州ニ而発砲之間数艘軍艦之損害有之事ニ而死亡有之
余程混雑之様ニ相見候 ○軍艦一列も今月二日午時鹿児島出
帆ニ及び 汽船も石炭不足且風便悪敷ニ付蒸気ニ而港ヲ出て
此月三日ニ同所へ帰着ニ相成候 ○並ニ以上サトウより之写 ○一打横
浜 一千八百六十一年八月廿一日 即我七月八日来り ○別紙 新聞
○英国コローモランド支那より渡来 海上薩州ト戦ひ候而同国軍
艦へ相知らせ候旨之書翰ヲ以て即刻当港へ来着セ則ち出帆致し
候事 ○英国軍艦鹿児島港ニ相成候日本七月十二日午刻
大風吹起り日本人より打出シ大砲ニ当り死亡幸ニ人之
ケヒテン 名 ジョスリンク 名人 コンマント 名 ウエルモット 名人 右二人
一同弾丸ニて死亡致之 死傷之者合て凡ッ六十人 余程多分ニ候

備ふし○書翰○巨細ニ書の当来を伺見候ニ付大西を指添ス

○日本七月十二日午刻彼薩摩より大砲并小銃ニて我方の

水師提督並ニ公使を要し○以下サトウの説ニ同し○彼より并放

去りて初メ我軍艦旗を上ケ薩摩より小六丁を破壊し候列も

○薩摩より対放共済し船ニ大砲ニ当りて此内六七十内ハ経り八

寸余りニ破裂丸及ひ四貫目或ハ三貫目ニ実丸なり○ケヒテン

コンマン同日未ノ刻甲板ニ当り来て同丸ニ而并数ある又経り

八寸余りニ破裂丸甲板し中央ニて破裂し死ニ七人即死外

五人并ロイテナンチヨース傷く○同日夜中要変而降出し風

浪甚ニ次未刻砲火燐下ニ記す同刻我方砲発ヲ止ム薩摩船号

コンボートバルタニて右双の大船を焼捨り○琉球通ニ大船ト六

艘ニ入製造而及其辺ニ有之人故焼払ニ付之を焼捨り○翌十三

未ノ中刻復を揚ケ港口ニ出を燐下及ひ薩摩ト破裂丸及実

丸を并打て一発より放出てある哉二ケ所ニ薩摩のニ有り

○我復須ニ着を薩摩より探丸ニ逢せ去る事なり○燐下ニ出ズ

之而より烟火打ち候ら死ニ六○死傷同様○ユライリス船死者十

九人○傷者二十人○ベール船死者七人○傷者六人○コツケ

ツト船死者壱人○傷者六人○ベルシウス船死者一人○傷者

二人○アルコス船死者一人○傷者二人○アイスホース船死者一人

○傷者二人○フアウラワリ船無之

島原藩士之説

○島原藩尾崎清之助ニ申人西十一日子刻ニ京師出立ゟ十七日江戸着ニ付当日十八日出発

中山作兵衛以前○同人事当春中より長州へ出張五月十日同廿六日同

廿六日当朝より坂今出立播夷之節第幕組ニ加り与偏ひ被一居

以来一変致し事情京師之同志并ニ江戸表より申来り候処此度長州

屋へ出張以来幸此度京師ニ而出張之有志之者多人数并ニ

鉄砲組大隊一統八百人并ニ大砲小銃砲手船にて京師へ向出

発致し当日徒ニ其上而出張ニ付同様ニ兵用之行方不知有之

々若き者共右御座候ハヽ神主在家若輩等之者共ニ至迄何卒
敵意を思議し　天朝之思召を叶ひ　後世ニ到り相揚候様
とも勝利し長州を始として青史ニも伝へ候様御座候ハヽ事ニ至り候半ハ
実ニ我等当家を抛て　居と共ニ存亡致候ハヽ其方共右之志を
思召　皇国之御為ニ御尽力被成候ハヽ難有事ニ候得者可相勤事
旁深く相心得当二日海上大坂へ向ひ出帆致し候処讃州
沖備後国之辺ニて夷船ニ行逢ひ戦争ニ及ひ候処容易ニ不相成
長州之船中不残討死致し候より阿波沖諸侯国ニ而引取候半乗組之者共
有之候船中を見届候て右船ニ乗組候者共ハ大坂へ差登り入京
致し候処七日ニ攘夷之儀幕府へ可申達段被仰付候
可申付旨　勅命下り候ニ付同月十一日同所出立致し候ニ付廿七
日戸表へ罷越候処御手当被下置候旨申渡有之候半ニ付〇五月
十日ニ米国船ヘ打掛候処右之船ハ逃去候事　〇同廿三日仏国船打掛英船へ数十発打
込候而相懸ケ候事

当り候様ニ打立候ハヽ英夷之手負死亡夥敷事ニ候半此方ニて
手負死人壱人も無之候〇同廿六日阿蘭陀之船中へ乱発致し候
英船蘭船英夷とも互ニ打合候内夷船之帆柱微塵ニ打砕き数十発
打当候処手負死亡も夥敷事ニ候半此方ニてハ死亡手負無之候〇
当月朔日英夷軍艦壱艘長州之方へ乗入り海ニ打合ニ相成
長州之庚申丸並癸亥丸を打砕き沈船ニ及ひ候事水夫四人
怪我致し船而五十斤之砲丸を打当候半其船八十斤
弾之穴を塞く用意有之候得ハ百五十斤之穴を塞く用意無之
夷船逃去候処沖ニ而沈没致し候由水夫壱人も手負死人
無之候助船ニ乗移り候半ニ付引取候右水夫名前ハ別紙之通ニ御座候
〇右之節異船打合候日右夷船より八ツテイラ一艘を海上ニ卸下ケ夷賊共
乗移り候処ニ付右之八ツテイラ一艘を打切八ツテイラ一艘を大手丸
中ニ而〇幾度も船中之者共奔走致し候得共大砲ニ而人数相
止申候〇賊を召捕候ハ壱人夷賊之腕を打落申候

○戦争ニ臨候ともニ至き尤而不届候ハ右十二八夷船迄参り候
死骸を数多海中へ打出を見候ハヽ左候ハヽ夷船ニ而も多分
ニ有之候ハ二三人乎も海岸ニ流寄候○五月十日初ニ長州一同甲冑ニ而出陣
致し候所又十二日ニ而小異是経て致成　廿六日ゟ漸ク事ニ勝く候得共
甚タ難渋候ハ甲冑ニ而ハ御以自由不相成候ニ付夷人之砲丸ハ南蛮鋳物ニ
而候ハ右之外の所致し候○夷船ゟ打候ハ百五千斤之砲丸ニ而多
く有之実ニ而破裂致候ハ百姓町人抔怪我候○数多く破裂丸ニ
候得共英吉利ゟ製し候得大丸ニ而大家を彫り付有之候一体玉薬も
不足之事ニ御座候○八十斤計ニ而玉薬ゟ以ゟ夷船を焼払候ハヽ沈
没致し候事ニ候得共右戦争後攘夷筒しも御用ニ而多分有之
○我玉ハ多分届り候得共大方ハ見当違ニ而外ゟ候得ハ夷船
破損候ハ損少く候ニ付異船方之事中ニ○我砲玉ハ届り候而多く
彼の玉ハ一発ゟ人ニ当り候も能ク上手ニ而全く神州の術ニ勝り申候
と諸有志之者共一同感佩仕候○宍戸攘夷之儀ニ付長州の砲術

家中之者甚タ中ニ而者夷船を打ハヽ去年不打候ハ打候ハ宜き事を
異人共ゟ毒害を待受ケ候ニ付十二日攘夷於路中又は中ニ於而ハ之
与諸有志大ニ不案内ニ而尤者困窮勝手ニ候間ニ付又二三百
御以前ニ出候得共砲兵之砲を多く致候ニ付打払御座候十二字
中将殿ゟ出候而中ニ参り候ニ付中将殿も謀叛者ニ候ハ
之様要地ニも御以要簡を成丈ケ致候て海防を一ヶ月ニ而
砲術ニ付出来候一ニ出来候ニ中ニ而○長州ニ而玉薬之儀ニ付能々
而ハ毎年つき凌ぎも三ケ年分八丈迄ニ而此度用ひ候玉薬を
長崎之ゟ尽分致し候ハ天保七年製ニ候も拾丁四千斤大砲
玉薬之も広大之製造ニ而成ケ候其上異船軍艦も庚申丸と申
夷船迄り候分四艘有之候○中山侍従様ニ者当節ハ長州ニ而罷
在候此節長州之兵士之所へ如く出張候○町人百姓も老い
戦争ニ存寄候者長州之力を尽し可申候処町人も我ゟ能く上ゟ
有之候得共一刀を帯し候者も仕度く候而ハ有之私共も

ら旦仕は中々是を聴メ大坂丸之丸事なく甚も差て渇水を起り
戦士之身思を助け申候 ○ 定刻之戦者 長州方六七分之負とも
申候得共 此後者完塞し兵粮ゟ西洋方海軍も有之ぶ数之十五は
○ 当四日ニ至て 打掛勝利を得て 海上運申って 荒く承り候文 此
書まて 横濱へ入候
書より 当の由ニ御座候

横濱日本新聞 ○ 千八百六十三年 第八月

廿二日 即ち 文久三年 癸
亥七月九日也 ○ 此度 英吉利軍艦之 鹿児島に至りて記載する如くに其
其軍艦之 壬海に向け出帆し 便を得帰帆時ニ 完了 是を書記
記まて 用意して あり此 鹿児島之 右軍艦之 当港ニ 来る事と
然て 軍艦を 入令て 書き候を 速に 差越と 記之し
是等を 書きて 十分 指引ある 事件を 毎日 詳細に 報告し
ニ付て 遂一之 説話を 然事 其の 裁判を 知る事を 評判 相記し
之 是等も 形勢に 驚きへき事 あり 此度も 当方中ニ 又 要しき
説話を 得て 後來ニ 讀者ニ 示さん 事を 期する のみ ○ 先ニ 此数

号を加へ 当る 絵図ニ 依て 説示せん ニ 鹿児島之 図者 粗略 なりと いへとも
日本 地図 より 写 せる もの にして 十分 正実 なる 事 能 はず 薩摩 及之
近傍 大隅 諸州 を 写し 当る 図者 王氏の 著者 を 前 に 出せん 為ニ 諸書を
参考 せる 人 成 者ニ 予 等ニ 与へ ら れ 当る もの なり 而して 其 第三ノ
図者 イユリヤリユス 船之 武人 より 得 たる もの にて 之を 其 指揮の
地図 と 比較 参訂し 当る ニ 甚 精密 にて 其 誤謬 なる 事 なし
右之 絵図ニ 記せる 砲台之 表目 を 察して 左の 如し ○ 第一号 三十
二斤之 大砲 八挺 ○ 臼砲 二挺 ○ 第二号 三十二斤 の 大砲 三挺 ○ 臼砲
二挺 ○ 但し 第一号と 第二号 との 堡砦 の 前ニ 者 野戦砲 八挺 あり
○ 第三号 臼砲 三挺 ○ 第四号 未詳 ○ 第五号 八インチ ○ 十二イ者
丸 戦力 八分 余 大砲 二丁 ○ 三十二斤 の 大砲 五挺 ○ 野戦砲 三挺 ○ 第六号
十八斤 の 大砲 三挺 ○ 第七号 十インチ の 大砲 二挺 三十二斤 の 大砲 五挺
野戦砲 二丁 ○ 第八号 十インチ の 大砲 一挺 三十二斤 の 大砲 五挺 十八斤 の
大砲 一挺 野戦砲 一挺 ○ 第九号 十八斤 大砲 四挺 ○ 第十号 十八斤 の 大砲

三挺〇第十一号ハイニナの大砲二挺三十二斤の大砲四挺〇第十二号三十二斤
の大砲十五挺〇但此外尚小砲も三個のみ〇令暁日〇出板の前日にて我か
七月八日なり〇の朝に英国の急使船コルモレント等香港に来りて是を
当月十六上海より出帆し香港にて予等に第六月廿六日の書簡を贈へ来
れり此コルモレント船は当月八日鹿児島を出帆せり船に英国軍艦より
出達ありしを以て之に依て拠り手紙あり別段の新聞を差出せしと伝へあり
アルキユス船並ニハーホツク船は薩摩において戦争之後々猶香港に
来り居り予等抗撃船の動揺毎時活文有之且之を読るに其損害等
件を告知せん事を乞ふを以てなり御免なされ之を船を損する等事
防流を流布して易く因て次の半件をなすあり此尤も実況なるを
以て之を爰に記せし鹿児島に於きたる軍艦之内抗撃コーブルのイ
ユルヤリユス船は大砲三十五挺ベーール船はサ一挺アルギユス船は
六挺ベルシユス船は二挺を備へ当月六日香港を出帆して十一日午後鹿児
島港に到着し居る此鹿児島之港は オスホルンに及び其他の人参考

記載しある如く其周囲廣闊にして其形状画き在る如く甚だ好の
要害にも又攻撃なる能はさるものに似たり〇軍艦鹿児島を遠く
離れ碇泊せり此市街ハ住民十八万有之といへり其製造所倉庫等に
出由て其完く堅固なる造営なり〇十二日軍艦其碇泊場を離れ市
街に向ひ諸砲台より凡一千二百ヤルド〇一ヤルト我三尺之の距離に諸船を
横へり此等之永く続け二十尋許り経過面に並一と記せしを以て見る
へし此砲台場を悉く市街之西面に並列して隣は其外に並一之外少し隔て
並八と記せり〇船六時薩摩上等之士数輩抗撃船に来り其一の甚振
舞元人に及ひ其来意は未其掲け上陸し禮式継続之を大に異なりて
其余為に乗組なり衛門繋へ其圏中の虎甚殺へ難きを抗事
圏に向く来りを覗む之の如し衛士コロ子ルニールは之を大に懐
患し用心を要覚に及びて或人の来見之必定無益を用ひる機会に
到りへしと云へり薩摩の士等曰く薩摩〇侯を云ふは当今鹿児島に
而らも先より二十里隔てる霧島市街に而りて諸の書を受る

多分右之書之差出此船中を主張するより并付之写を存するも
且其之中立の事ありと異言事有り諸軍艦諸事正当之如く平穏成る事哉
コロ子ルニールは己に委任をうけしかも此事情ある事を以て尋問
有之も右差書是れ川吉音して難し他事に云方有る薩摩の
役人は面前明ある差事を指来る元首之有事も有し只古後に云出
られ十二ヶ年后約束の時刻大よう過ぎたる後ニ一人士官来り云
有るは差事を指来るが陸を離れ未だ来るに候世差書
中ニは知遅ありとて指向来る文書は他人来るべしとて為る事多く
積船中を立去る故其の後一人も来るも猶此時に至りて最も時
移のは書も何出て此書を我方都に勅を請事受さんとて予等
久しく希望せしも空しき事の之○コロ子ルニールは此時に到りても
尚猶是を加え面会十四日九時比役人来り船に来りて此旗数を
少くんとするも通る○方今に於て一旗の外に二の兵に二人随従官に
陸に其事を云ひて陸に役人を殺害し其事ニ薩摩に於て

応接すべき事にあらざれば幕府に於て諸件応接する事あるも尤可老
中ニ江戸ニ於て既に此事の整ふべしと思ひ我にて江戸より此事件
尚何之沙汰もなし軍艦薩摩に来る者は何事ぞや初めより
解し難し日本の法律規則に従へば薩摩自己の事を不屈
なるの権威なし英国の諸書を採用するとも又用ひざるとも自己
の好みに任すべき事のあるまじとなり○此船に至りし者希望を更に絶
えて唯報知を名として兵士に接りコロ子ルニールは究竟事に笑
らも抗拒の事勢を採り十四日午後諸軍艦悉く役人を立去りし亡内
大なる者の本営場より放発す謝戸之中央に於て双方より千七百ヤ
ルドばかり我カ十四〒十五時に備へて砲発す右台場は総勢にて其二
を詳し且を見て知るべしユーリヤリユス船は後を防衛と云ふへは
ベーシユース船と云ふ其場を放発も十五日朝ペールル船コクエツ
テ船アルギユス船ハーボツク船及ひレースホルス船は陸岸に沿ひ
且傍に碇泊せる薩摩の蒸気船三艘を焼きて其押え且其船

号ホニゲラニートと云へる船を千八百六十一年十二万トルを以て薩摩
に買入又一艘をシヨルジ、ゲレーと云へる船を八万五千トルを以て買
求め又一艘をコンテストと云ひ此年第五月四万トルを以て買入あり
此三艘碇泊の場所は島南の最をささへたるウイルモワト岬の後ろ
に繋在りしと知るべし○此日やや早朝より大風ありしの甚強くして
烈しくて激浪を起し剰へ暴雨降て陸内甚危き様なり
十時に至りては上文にのべたる英船も薩摩船も共に其列を変
せり十二時に諸人悉く午食を済して何も許して実銃として
陸地の台場よりイユールヤリユス船に大砲を打たる陸の台場
よりベルシユース船に打放す船に於て薩摩船三艘
を焼拂ひ最早組立たる其上に陸に送り退散り蓋上等士二人
と同一人共に異頭既己使者に為渡せる人にて自身の船に
より持船の船に至りへ甚船中にあり於て諸船悉く錨を揚
ケ船場を布きベルシユス船にて錨を始め数の砲発に至し

て軍法を乱さずして是を整へ人あり数合全く事りしうも又他方へ公
移し台場に向って戦備を整へ有り数の台場十ヶ所凡八名
船合四百ヤルド。我三千二百ヤルドより八百ヤルド。我六千四百ヤルドの距離
を測りて待ぐ、イユールヤリユス船を距り二百ヤルド。我九千四百ヤルド
の距離にありて桜北第八番の台場より錨を放ち当事甚緩にて
以て示し如く従ひに移行して第一番の実なる台場に及へり
其内殊に激しく撃合い我、入て我軍艦より破裂弾を以て
市街諸処へ打落し其三隻を既に放発を止めたるを以て諸場
より二百ヤルド内に待ちて台場の力弱き放発を止めるまで之を攻め
真の英国軍法を以て功績を示せり此時色を撰事しめんと
てアルギユス船を入りなし以て他の一台場より砲発する弾丸
の中にありて錨を挙げ凡そ一時半程を迄で其功を果せり此日八
十五日も明日まで終日暴風雨ありし此度我が損失を死者十一人
傷つく者三十九人あり其死去者の内に諸人の悲歎せし者を挙ぐ

船の甲比丹ジヨスリンなり此人ハ生れ付温和にして聡明にて
且て一旦郷国の恩を奉せし時ハ其勇猛比類なき真ニ英国海士
の亀鑑にして諸人之を尊敬せるほどなし　指麾エートグルト、ウイル
モツトも同く勇名ある士なりしがジヨスリンと共ニ一弾丸ニ
中つて死せり　此両人ハ銃弾の中ニ○哀むへき撥錨船の甲板
上ニ立しが弾丸ハ捻船を突き来て立所ニ両人を討殺せり　撥錨ハ
上官と共ニ甲板の捷き方ニ立しが右甲比丹の討死せし時不思義ニ
其弾丸の難を免れたり　其外附添ハ市街の一方火焔熾なり、望
日ハ戦勝十一時ニ両船とも水夫七人の死骸を収めて軍艦ハ
砲発せし略の砲台ニ近寄りて弁帆せり　英軍艦の数方を経り
なる御きハ鋭く々べきなり　○宮殿造営所器械製及ひ余
庫を始めとして会市中悉く破砕するを能ハざるも向ハ亦諸
家傷も甚く損傷せり　初日ニは此家傷より銃弾を仕置之を
第二日目ニ軍艦此余を砲列し其時ハ一ケ所の家傷ニ一弾丸出も
砲発せしも○焼亡したる薩摩船三艘ハ其価廿七万ドルラルにして
内ニ米穀余の諸品も納て今般掠ひ捨て及ひしものなり○日本製の
船も数多破損せり　日本人ハ銃弾の為め大砲を徒に放ひなりしと
見ゆ　戦争ハ勝利数方ニ甚しく格としたる将軍退けたる様子也○日本
人より放つ弾丸ハ十三インチ及八十二ポンドの暴母丸にて大砲四挺ハ百五
十斤十挺ハ八十斤　其余ハ三十斤等なり○戦争の様子を委細ニ弁
解するときハ我等に対して我より大砲のよく働きて甚しく
へきハ勇猛を顕はしたるときハ我等ニ云えるめく我軍
艦の数方と相距る僅ニ二百ヤルドのことなりしにて甚損傷ハ
発したるを考ふれハ我船の受たる損失の稀なるハ驚くへし　船
船く損を生するにおいてイユールヤリユス船も実ニ多分の損傷を
受たり且此船の撥船及ひ諸具の損失甚し　○損失之表
○イユールヤリユス船　死者十人　傷者廿一人　○ペールル船　傷者
七人　○アルギユス船　傷者六人　○コクエツテ船　死者二人　傷者

四人　○レースホルス船　傷者三人　○ヘルヒコス船　死者壱人
傷者九人　〆死者十九人　傷者四十四人　合六十三人　○コロ子ル
ニール也其隊長を懇懃に扱はれしが為に海岸に設有る場
所にて直様に砲発を始め候処彼も隊長と同く斗るべき種々の困難
有る事を記せり猶又予等是を論ずる所紀元を要す此困難有
有る事を以て此暴逆なる諸侯を不直なり今日是を安
解すべき筋無之事なるべし　○薩摩之侯其臣を用ひ有る緊要八必定
好き取の物なり又装刀方も貴重なる緊要の事を暫く
且また事定らざりし故にコロモランド船よりハルロサ船多分之深
丸業を行へて御届し多分を予等論く無之　○薩摩侯は英国
軍艦提督を饗和に待遇せんと欲し且大諸侯なる細川加賀
仙台も薩摩公の其為を讒し又帝に對し面目を失せざらし
めんが為め右諸侯より使者を薩摩之臣へ助力せんと決定せり
且内密なる報告を松平御前にて得たりしに其事ありしや否や此手段依其

多有之尤今度之記事を要急也
○洋書調所於揚方再訳
同日松平美濃守江御渡
之御封物　○松平大膳大夫家来共小倉領内へ立入不法之所業ニ及候ニ付
別紙之通申立候処右ニ付別紙之通小笠原大膳大夫より申立
候得共此上二家動静ニ寄候ては御備之為め候事小笠原家へ応援
之儀は右両大膳大夫より猶右段得と申合之上可致候事
○別紙小笠原大膳大夫より
不法之所業ニ及候ニ付別紙之通　○松平大膳大夫家来共其領内へ立入
罷在候段家来共を召捕候様
松平大膳大夫より申達候趣も有之候得共自然召捕候ニ於ては八州之手
ニ及ひ候松平大膳大夫へ応援之儀申達候得共
中務少輔ニ可被仰付候事　○七月　○松平大膳大夫より封書
松平大膳大夫より封書を以申出有之候事

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan